

※収支未記入は申告受付できません。

行政区	住 所	氏 名	電話番号
	朝倉市		

1. 収入 (単位:円)

地目	大 字	地 番	面積 a	土地を貸した相手の氏名	月 日	金 額(※)
					/	
					/	
					/	
					/	
計 (収入)						①

※ 金額については、裏面「(申告書の書き方)、(2)」をご参照ください。

2. 経費

摘 要		月 日	金 額
租税公課	貸している農地の固定資産税 ※自作地は対象外	/	
	農協賦課金	/	
	農政連賦課金	/	
	() 水利費	/	
合 計			
雑 費	カントリー固定費	/	
	両筑土地改良区	/	
	朝倉町土地改良区	/	
	山田堰土地改良区	/	
	大石堰土地改良区	/	
	久喜宮土地改良区	/	
	() 土地改良費	/	
	朝倉かんぱい	/	
		/	
合 計			
計 (経費)			②

3. 所得

収入－経費 (①－②)	③
-------------	---

記帳・帳簿等の保存制度のお知らせ

平成26年1月から、事業（農業）所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行うすべての方が、記帳・帳簿等の保存制度の対象となっています。

帳簿の様式や種類については特に定めはありませんが、この集計表に記帳し、収支内訳書を作成した場合には、業務に関して作成し、又は受領した請求書・領収書などの書類とともに保存する必要があります。保存期間は、収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿）が7年間、その他の関係書類が5年間です。

※所得税の申告が必要ない方も、記帳・帳簿等の保存制度の対象となります。

（申告書の書き方）

（1）行政区、住所、氏名、電話番号を記入してください。

（2）「1. 収入」部分の地目、大字、地番、面積、相手の氏名、受領日、金額を記入してください。
金額については以下を参照のうえ記入し、合計額を①に記入してください。

○ 現金で受け取った場合

⇒ 受取金額を記載

○ 米で受け取った場合

⇒ 参考米単価により計算した金額を記載

※ ヒノヒカリ3俵を受領した場合

$17,280 \text{ 円} \times 3 \text{ 俵} = 51,840 \text{ 円}$

※ 1反あたり1俵（夢つくし）の契約で、2反貸している場合

$18,480 \text{ 円} \times 1 \text{ 俵} \times 2 \text{ 反} = 36,960 \text{ 円}$

○ 米以外の現物を受け取った場合 ⇒ 申告者の金額による

（3）「2. 経費」部分の各経費、支払日、金額を記入し、合計額を②に記入してください。

○ 農地の固定資産税

⇒ 納税通知書より、貸している農地の相当税額合計

○ 農協賦課金

⇒ 通帳や領収書で確認

○ 農政連賦課金

⇒ 通帳や領収書で確認

○ カントリー固定費

⇒ 通帳や領収書で確認

○ 土地改良費

⇒ 通帳や領収書で確認

（4）「3. 所得」部分③に「収入」から「経費」を差し引いた額（①－②）を記入してください。

（参考）令和6年度 保有米単価

	1俵(60kg)あたり	1kgあたり
ヒノヒカリ	17,280 円	288 円
つやおとめ	17,280 円	288 円
夢つくし	18,480 円	308 円
元気つくし	18,480 円	308 円
ツクシホマレ	17,280 円	288 円
実りつくし	16,980 円	283 円
コシヒカリ	17,880 円	298 円
にこまる	16,980 円	283 円